

平成23年度 第2回長野県地方税制研究会 議事録

日 時：平成23年12月19日（月）14時～16時
場 所：長野県庁議会棟第一特別会議室

1 開 会

（茅野税務課企画幹兼課長補佐）

大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから第2回長野県地方税制研究会を開会いたします。本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。会議に入りますまで進行を務めさせていただきます、長野県税務課の茅野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

最初に、当研究会の運営につきまして、あらかじめご確認をいただきたいと存じます。重ねての確認でございますが、県の審議会等は原則公開としておりますので、会議状況並びにその結果を公開することとし、傍聴についても運営に支障のない限り認めるということでご了解をいただきたいと存じます。また、会議結果は、議事録を公表させていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、長野県総務部税務課長の小林邦広からあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

（小林税務課長）

どうもお世話さまでございます。総務部税務課長の小林でございます。本日、岩崎総務部長が急遽東京に出張ということで欠席させていただいております。代わりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

青木座長様初め委員の皆様方には、大変ご多忙の中、この研究会に出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

去る8月2日に第1回研究会を開催させていただきました、それから少し間があいてしまいましたけれども、この間に、第1回の研究会におきまして、委員の皆様方からご提案等いただきました検討テーマ等につきまして、研究会の中に専門部会を設けさせていただきました、この構成メンバー等につきまして、委員の皆様方に別途ご連絡をさせていただいているところでありますが、この専門部会の中で、検討テーマ等を整理させていただいたり、また庁内の若手職員も一緒に参加させていただく中で、自由闊達な意見交換、あるいは議論をさせていただいてきております。

今日は、その辺の部分、資料でお出ししてありますので説明させていただきたいと思いますが、そんな部分を踏まえまして、委員の皆様からまた貴重なご意見をいただきたいというふうに思っております。

また、もう1点、現在、県が独自に行っております政策減税という部分がございます。これにつきましては、今年度の末、来年の3月で期限が来るものが多数ありまして、これにつきまして、委員の皆様から今日のご意見をいただく中で、県としての方向性を見出し

ていきたいと思っております。

限られた時間の中でありますけれども、本県の税制のみならず、地方税制という部分の推進のために、大所高所からのご提言、ご示唆をいただければというふうに考えております。ぜひご協力をお願いいたします。

地方税制、難しい時代に入ってきています。ぜひ皆様のご意見をもって、県としての方向、あるいは外向けにも一生懸命、長野県というものをを出していきたいということでお願いしておりますので、ぜひその辺もよろしくお願ひしたいと思います。簡単でございますけれども、あいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(茅野税務課企画幹兼課長補佐)

それでは次に、委員の皆様のうち、前回、ご都合でご欠席されました委員様をご紹介したいと思います。白戸委員様でございます。よろしくお願ひいたします。

次に、長野県側の出席者でございますが、先ほど課長からもあいさつでありましたとおり、岩崎総務部長が急遽出張となってしまいましたので、本日は欠席しております。小林税務課長のほか、政策減税の担当課長等関係部局の職員が多数出席しておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、お配りしてあります資料の確認をお願いいたします。本日の会議資料は、配付資料一覧のとおりでございます。不足等ございませんでしょうか。資料につきましては、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

3 会 議

(1) 専門部会の検討内容について

(茅野税務課企画幹兼課長補佐)

それでは、これより会議に入らせていただきます。会議の進行は、座長が務めることとなっておりますので、青木座長様、よろしくお願ひいたします。

(青木座長)

それでは委員の皆様、県職員の皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。前回、申し上げたとおり、月並みな御用委員会にはしたくないと思っておりますので、ぜひ正論を忌憚なくご発言をいただければというふうに思っております。

今から、本日、議題が2つに大きく分かれておりますけれども、その説明も兼ねて、後で私の方から少しお時間をいただきますけれども、まずはこれまで、先ほどお話があったように、10月、11月と専門部会、財政学者3名に、お願ひをしております。それと県の職員の若手の方、貴重なアイデアをいただこうということで、約10名ほどでしょうか、合同で2回ほど会議をさせていただきました。その中から出てきた意見を基にしつつ、後でもう一度、まとめをさせていただきますけれども、本日は委員の先生方にご意見を頂戴したいということになっておりますので、まずはその下敷きになる部会の資料の説明と、もう一つは、これは、後で申し上げるように、事務局の方からご依頼がありました政策減税、来年度どうするかを検討を進められているということですので、税制の専門家の我々から

してどういうことが言えるのかということ、これも委員の先生方にご意見を頂戴したいと思っておりますので、この2点のご説明、まずは事務局からお願いをいたしたいと思っております。

(小林税務課長)

それでは資料1-1を見ていただければと思います。

資料1-1ですけれども、県地方税制研究会専門部会の検討内容ということでまとめてございます。これは、先ほどごあいさつの中で申し上げましたけれども、第1回の研究会終了後、実務的な作業グループという位置づけで専門部会を設けさせてもらって、その中で整理等をさせていただいた内容でございます。

第1回が10月3日に開催させていただいておりますけれども、第1回では、研究会で委員の皆様からご提案をいただいた検討テーマ等、これについて、7項目、ここに掲げてございますが、交流人口の拡大、環境、森林づくり県民税、観光振興の促進、産業振興の促進、農業振興の促進、男女共同参画の促進という、この7項目にテーマを整理させていただきまして、これらについて、意見交換をさせていただいております。今回のアイデアの中から次回以降に検討を行うものを整理しまして、2回目以降からは個々の内容について議論を深めていくという方向を、この第1回では出させていただいたところです。

そこを踏まえまして、第2回目を11月28日に開催しております。ここでは、第1回目の議論をもとに、部会長様と事務局の方で事前に相談をさせていただきまして、この7つのテーマ、これを一度にやっていくというのもなかなか難しいし大変だということで、優先順位をつけさせていただきました中で、私ども県の都合等もございまして、まず森林づくり県民税について、優先して議論をお願いしたいということ、座長様にお願いする中で、取り組んでいただいております。

特にこの森林づくり県民税、平成24年度で当初計画の5年間で終了するというところで、これの継続実施に向けての課題とか、税負担の明確化、あるいはまた新たな税負担のあり方なんかも、その辺も視点にいろいろ部会の中でもご討議、あるいは意見交換をさせていただいているところであります。そんなことをここに、一覧に掲げてございますけれども、中身の説明は省略させていただきますが、それを踏まえた庁内の検討、あるいは専門部会の中の検討ということの意見をここにまとめたものでございます。

それから第2回の中では、ちょうど国におきまして復興増税の議論がまとまってきて、その方向性等が出てきたということで、この研究会の中で、特に専門部会の中で、時期に合った話題ということで意見交換もさせていただいております。そんな内容が2の復興増税という欄に記載させていただいている部分であります。

中身の説明は省略させていただきますが、森林づくり県民税につきまして、担当の課長の方から、この後、中身を説明申し上げさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(土屋森林政策課長)

大変ご苦労さまでございます。林務部森林政策課長の土屋でございます。私どもの部では、ただいまお話にありました森林づくり県民税を活用した事業を所管させていただいている課でございます。お手元に資料をお配りしました資料により、長野県の森林づくりに関する展開方向、そして森林づくり県民税のアンケート調査を実施いたしまして、その結

果について触れさせていただきたい。もう1点につきまして、みんなで支える森林づくり 県民会議の検討状況等につきましても、触れさせていただければと考えております。

お手元の資料1-2をお願いいたします。最初に、私どもの県の森林づくりに関する基本的な展開方向を定め、「長野県森林づくり指針」がございます。こちらの内容につきまして、簡潔に説明をさせていただければと思います。当長野県森林づくり指針につきましては、本県の森林のあるべき姿と、それを実現するための方向性を示したものでございます。長野県ふるさとの森林づくり条例に基づきまして、昨年11月に全面的に改定を行ったところでございます。計画期間につきましては、平成23年度～32年度までの10年間でございます。

指針の基本目標につきましては、「森林を活かし 森林に生かされる 私たちの豊かな暮らし」といたしまして、「みんなで支えるふるさとの森林づくり」の考え方のもと、各種施策を展開していくこととしていただいております。

次に指針のめざす姿でございますが、基本目標を実現するため、「森林」、「林業・木材産業」、そして「地域」、それぞれ3つの将来の姿を設定していただいております。100年先の森林につきましては、適地適木を基本といたしました多様な林齢・樹種からなる森林が形成されているを目指しております。

また、こうした森林の姿を目指す中で、10年先の林業・木材産業は、木材を多くの人に提供するとともに、山村地域を支える産業といたしまして発展していけるという姿を目指すところでもございます。さらに10年先の地域につきましては、多くの人々がさまざまな形で森林にかかわることで、森林にかかわる多様な産業や交流が生まれ、地域に活力が満ちているといった姿を目指すこととしております。

3ページをお願いいたします。上段には、指針に定めますこれから森林づくりの方向性を記載してございます。今後につきましては、複数ある森林の機能のうち、最も重視される機能に応じまして、「公益的機能の発揮をめざす森林づくり」、さらに「木材生産の高度化をめざす森林づくり」の2つに区分いたしまして、それぞれの目的に応じた最も効果的かつ効果的な森林づくりを推進してまいるところでございます。

下段でございます。力強い林業・木材産業の実現に向けましては、特に木材生産の高度化をめざす森林を中心といたしまして、林業・木材産業の活動を活発化させてまいりたいと考えているところでもございます。

資料の右側のページをお願いいたします。森林を支える豊かな地域づくりに向けましては、今後10年間、適正な森林の管理とともに、さまざまな森林資源や地域資源を有効に活用いたしまして、多くの人々との交流を生み出すことで、活力に満ちた魅力ある地域づくりを推進してまいりたいと考えております。また、これらとあわせまして、地域の農林業を守るため、野生鳥獣の農林業被害対策などの取り組みを積極的に推進してまいります。

なお、この指針の策定に際しましては、有識者による専門会議、県民意見の募集のほか、提案、ワークショップ等によりまして、精力的に多くの方々のご意見をお聞きしたところでもございます。

次のページになります。3（1）ページでございます。森林づくり指針の目標を具現化するため、長野県森林づくりアクションプランを本年7月に作成したところでございます。ここにお示ししました資料は、その概要版でございます。当アクションプランにつきましては、指針に掲げる3つの柱に基づきまして、今後10年間で特に重点的に取り組む必要の

ある10の項目の実行計画を明確にいたしましたところでございます。今後、これらの取り組みを進めるに当たり、本県の森林・林業が適正に管理・維持されることで、県民の皆様の豊かな暮らしにつなげてまいりたいと考えておるところでもございます。

4ページをお願いいたします。本年9月に実施いたしました「長野県森林づくり県民税アンケート調査結果について」でございます。1の概要でございますが、森林づくり県民税に関しましては、県民、企業、市町村、市町村議会の皆様に対しまして、アンケート調査を実施いたしましたところでございます。その結果、継続に賛成する回答が約8割という状況となっているところでございます。

2のアンケート調査の概要でございますが、ご覧のとおり調査の目的、方法、期間でございます。また、対象ごとの回収率でございますが、県民の回収率につきましては41%となっておりますが、他県の同様の調査結果等から見ますと、平均的な回収率となっていると言えるところでございます。

3のアンケート結果の概要でございますが、(1)の現在の森林づくり県民税活用事業の中で、大切な取り組みについての複数回答の結果につきましては、いずれも里山の間伐が大切であるという結果となっているところでございます。(2)の「平成25年度以降の森林づくり県民税の継続について」でございますが、県民及び企業ともども、約8割の方々が継続に賛成という結果となっているところでもございます。

ページの右側をお願いいたします。継続した場合の税額等でございますが、現行の金額等が一番多い結果となりましたが、現行を超える金額についても、県民の約30%の皆様が賛成という結果ともなっております。(4)でございますが、「継続した場合の期間について」でございます。現行の5年間で最も多い回答結果となっているところでございます。

(5)の「継続した場合の現行の活用事業に加えまして、新たな取り組みの複数回答の結果について」でございます。木材の利用拡大、あるいは作業路等の基盤整備、そして野生鳥獣による被害対策などに取り組んでいただきたいという結果となっております。

5ページをお願いいたします。11月10日に開催いたしました、本年度第3回目になります、みんなで支える森林づくり県民会議におきましての、次期森林づくり県民税の検討を行っていただいた内容等でございます。当会議におきましては、これまでの森林づくり県民税の成果、そして県民アンケート調査、さらに県下10カ所に設置しております「みんなで支える森林づくり地域会議」、これにつきましては地方事務所ごとに10カ所でございます。その地域会議の意見等を踏まえまして、審議をいただいたところでございます。

その結果でございます。(2)のとおり、現行の森林づくり県民税に新しい取り組みを加えて継続すべきとの提言を、2月に知事に提出するとの結論をいただいたところでもございます。継続の主な理由といたしましては、県民アンケート調査結果で継続の支持が高かったこと、そしてすべての地域会議で継続すべきという意見となったこと、さらに間伐などの継続的な実施と新たな課題があることが主な理由としたところでございます。

(4)になります。次期森林づくり県民税の検討内容の主な意見でございますが、全般的には、森林づくり県民税の使途の拡大、活用事業の配分見直し、税の期間等についてのご意見があったところでございます。森林づくり県民税活用事業に対する意見といたしましては、幅広い人材の育成や路網整備などの基盤整備への支援、国の施策では対応できな

い小規模な森林整備への支援、そして野生鳥獣被害対策についてなどが出されたところでございます。

(5)の今後の対応でございます。当県民会議で出されました意見を取りまとめまして、期間、税額、使途などにつきましては、2月に予定する次回の県民会議におきまして議論をいただき、知事への提言書を作成していくということになろうかと思っております。当提言書につきましては、知事に提言するとともに、3月に予定されておられます本研究会にも報告をさせていただきます。研究会のご意見をまとめていただければと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

なお、4のその他に記載しておりますとおり、当県民会議につきましては、平成20年度の森林づくり県民税導入以来、毎年、3回程度開催をさせていただきます。使途の効果の検証、あるいは新しい課題を浮き彫りにした上で、それぞれ、今後のあり方の検討を行っている状況でございます。

6ページをお願いいたします。森林づくり県民会議及び地域会議の概要を示してございます。それとあわせて、右側になりますが、森林づくり県民税の概要でございます。当資料につきましては、前回の研究会でお示しをさせていただいた内容と同様でございますので、参考にご覧いただければと思っております。森林づくり県民税の説明につきましては、以上でございます。

(青木座長)

はい、ありがとうございます。それでは、最初に私の方から説明をした方が、皆様、委員の皆様も県職員の皆様も、見通しがついたのかなと、今、反省をしておりましたけれども。わかりやすく見通し図をお話させていただきます。

この森林づくり県民税の審議ですが、大きく分けて3つ、議題がございます。1つが、税の根拠といえますか、これ、専門部会の方では、根拠というよりも増税の理由でしょうということをご指摘がありましたので、増税の理由というふうに言わせていただきますけど、増税の理由を明らかにしたいということです。どうもお聞きをしていますと、お聞きをしていますといえますか、大変失礼な言い方ですが、県民会議の方は、どちらかといいますと、使途のご相談をされるどころかなというふうに思っております。税の論理、理屈というものは、あまりお考えにならないのだろうというふうに思っております。

それに対して、我々の専門の研究会の方は、税の論理として、この税が成り立っているのかどうかということ審議する場です。その際に、これは県民税の超過課税ですから、なぜ長野県民だけが超過課税されるのだろうと、なぜ増税されるんだろう、後で言いますように全国化しつつあるとはいえ、やってないところもあるわけですので、なぜ県民税の超過課税、特に均等割の超過課税を我々はされなければいけないんだろうというのは、県民としては、この説明を受ける義務といえますか、権利があるわけですね。これをはっきりさせない限りは、税の専門研究会としては、継続は望ましくないという結論になろうかと思っております。ですので、後でもう少し委員の先生方、そして今の資料についてのご質問もあるでしょうけれども、増税の理由をはっきりさせたい。

例えば一例ですが、普通、どの県でも、これ、超過課税した上で基金をつくって目的税的な運用をするわけですので、通常でいえば、今まで森林づくりでやっていた事業と、この超過課税をした後、新たに追加した事業と、ちゃんと区別してあるはずなので、こ

の区別が本当にできているものか、できていないのか。できていないとすれば、ただ単なる増税なんじゃないですか、行政が、行政改革、足りないんじゃないですかというふうに言われてもおかしくないということですので、まずはこの1番目を考えていただきたい。多分、これ、県民会議の方と、何ていいますか、連携して出していけないと、根拠が、税の理屈では出ませんので、あくまで歳出の方の根拠、例えば隣の県と比べて長野県はこれだけ森を守る必然性が高いのだということをはっきりさせない限りはこれができないはずですので、考えていきたいと思います。

2番目が、途中でもチラッと申し上げましたけれども、この税は、今、県の範囲内で行われていますけれども。これだけ、資料の方でも最後の6ページの下の方にありましたけれど、現在、31県ということは、3分の2ぐらいはもう導入をしているということになります。そうしますと、課題になるのは、県の範囲にとどまってやるよりも、少し広域化した方がもっと効率的だし、いいことのできるのではないのかということが、2番目の検討課題として当然出てきます。

これをもう少し広げると、例えば森があまりないぞとか、あるいはうちは都会だからといって逃げがちな埼玉県ですとか、東京都ですとか、神奈川は森林がありますけれども。そういうところも含めて、やはりかなり全国化といいますか、全国化してやった方が、森を守る財源を日本国民みんなで出し合えるのではないかと、分担できるのではないかと、もう一歩先には出てくるかと思えます。

この点でもう一つ言いますと、ではそれは国の仕事でしょうということになるのかもしれませんが、今、県の職員の方も特に感じていらっしゃると思いますけれども、霞が関に任せておいたらろくなことはない、何もやってくれないじゃないかと。頼んで陳情している間に、長野県の森は死んでしまいますよということになろうかと思えます。このあたり、どう考えるのかということもぜひご意見をいただければと思います。

それともう一つ、3番目になりますけれども、これ、今、県のレベルの話ですが、使い道になるとやはり市町村の皆様と連携してやっているというのが、多分、県民会議のご主張だろうと思えます。その際に、もちろん市町村の方に使っていただくのはいいことなのですが、市町村の方でも、税の範囲内でもう少し何か連携できないのかなと。あまり狭い範囲内でもって意味がないというご議論はあろうかとは思いますが、やはり、使うだけですと、どうしても県に対して、この建物に対して、うちの地域にください、くださいということばかりになってしまうのかなということもありますので、もう少し何か工夫をして、市町村の皆様と連携ができないのかなというのが、この3番目の議題、私が設定させていただきました。

これを考えていただいて、もう少し見通し図、今の時期的な見通し図をお話しさせていただきますが、再来年から更新と、やるのであればですね。先程申し上げたように、このままですとなかなか難しいかと思えますが、やるのであれば再来年からということになります。となりますと、9月の議会で案を出されるということになりますので、我々としては、県民会議の方も3月というふうにおっしゃっていましたが、税の方の意見として、3月には知事にご報告を申し上げたいというふうに思っております。ですから、県民会議と連携しながらとは思いますが、この3点を盛り込んだ報告書を、次回、3月にまたお集まりいただく予定でありますけれども、そこでは原案をお出しして、知事への報告書の取りまとめにいきたいと思いますので、議論していただくのは、本当に議論して

いただくのは今日が勝負になりますので、ぜひ言い残さないように、ご忌憚のない意見を頂戴できればというふうに思っております。

私の方から、長くなるとよくないので、今からご意見をいただきますし、特に沼尾先生には、ほかの県でも県民会議に入っていらっしゃるようですので、ぜひ、そういうご経験も踏まえていろいろなご意見を頂戴できればと思うんですけれども。専門部会の方でちなみにどういう意見が出ているのかをチラッと、1ページ目に戻っていただきまして、特に、1回目は顔合わせということで大した話が出せませんでした。2回目のところで、県職員の若手の方と我々財政学者、若手の3人、私を入れて4人で議論させていただきました。森林づくり県民税については、上の4つがありまして、今、私が簡単に申し上げたようなことをもう少し詳しくやっております。どういう理屈で、あるいはどういう増税の理由を出すのでしょうかということが1つ目でございます。

2番目、ここは私が申し上げたのと、言い方が違って、森の利益といいますか、森を守ることの利益は下流圏にも行っているんじゃないですかみたいな表現になっておりますが、発想としては同じことでございます。こちらの方が専門部会ですので、長野県の立場になった言い方をしてしまいましたけれども、広域化というところでは、もう少しマイルドな打ち出し方は最終的にはいたしますけれども。川の下流、あるいは森から都会にかけての地域と連携してやっていきたいということが2番目。

3番目が市町村との連携でございます。4番目が、これ、2番目を拡大した全国版ということで考えております。ですから、普通、広域化と言いますと、多分、新潟県、あるいは逆方向で静岡、愛知ですか、このあたりと連携をしながら、都会部の皆様にも負担していただいて、みんなで長野、静岡の山の方の森を守りましょうということになるんだろうと思いますけれども、それが2番目。それをさらにもっと拡大していくのが4番目ということになっております。

私の方から簡単にご説明、見取り図をご説明させていただきました。本日、その3点について、ご意見をいただきたい。その前に、ご意見の前に、今、ご説明をいただいた資料についてご質問があれば、まずはいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

(堀越委員)

堀越でございます。今の資料、直接ではないのですが、最近、森林税に関するリーフレットを作成されたようなのですが。それを見せていただければというふうに思いますが、お願いいたします。

(青木座長)

はい、ご返答をお願いいたします。

(土屋森林政策課長)

今、お手元へお配りさせていただいたのが、今年作ったリーフレットでございます。昨年、これよりも少し大きめのリーフレットを作成させていただきました。この用途は、基本的には若い方、そして女性の方に、どうしても森林税の認知度が低いという調査結果等もございまして、そういう若い方あるいは女性の方々にご理解いただくために、見やす

い、手にとりやすいということで、考案させていただいたリーフレットでございます。

それでもう一つは、コンビニの方へ、部数そのものはそう多くはないのですが、一応、今、2つのコンビニの方へお願いをさせていただきまして、10部前後を県内のストアの方へ配置をさせていただいて、できればお見えいただいたお客さんに活用していただきたいという、そんなようなことも、今、取り組んでいるところでございます。

(青木座長)

はい、お願いいたします。

(小澤委員)

今、森林税の導入の全体像について、課長からお話しいただいたのですが、そもそも、戦後、植えた森林がおよそ60年経ち、今、手を入れないと、取り返しのつかないことになるという、非常に差し迫った状況の中で導入されたという経緯が一番大きかったように理解しています。そうした導入の経緯を改めてご説明いただければと思うのですが、お願いいたします。

(土屋森林政策課長)

今、委員さんの方からお話がありまして、長野県の森林状況というのは、ご理解いただいているかと思いますが、全部で県土の約8割が森林で覆われております。そのうちの3分の2が民有林でございます。その民有林のうちの4分の3が私有林というような状況がございます。戦後の植林等がございます、その民有林のうち約6割が針葉樹のような状況でございます、そのうちの人工林率につきましては、約40%でございますが、約半分がカラマツという状況で、戦後、植えられてきているものでございます。その戦後に植林されたものが、50年、60年という年月を経まして、今、まさに生育して、これから活用しなければいけない状況の森林になっているという背景がございます。

そういうものを活用いたしまして、計画的に当然やらなければならないわけでございますけれども、その計画、先ほど指針の方でも説明させていただきまして、向こう10年、あるいはアクションプランで実際の行動計画というものを定めまして、その10年間に一応目標を定めまして、それを達成していきたいと。そうすることによって、先ほど触れました、多くの森林が計画的に間伐をされ、搬出をされ、それを、川上から川下という言い方をしていますけれども、木材の供給という形で、一般の県民の皆さんに活用していただけるというような流れを、しっかりしたものをつくっていきたいというような計画がございます。

そういう中で森林税がどうしてかという、先ほどありました長野県ふるさとの森林づくり条例がございます。それに基づきました先ほどの指針の策定がございます。そういう中で、長野県の森林をどのようにしていくかという中で、当然、今までも国庫補助事業を活用させていただいて森林整備に取り組んできていたわけでございますが、さらにそういう喫緊の課題として、早く森林、山に手を入れて、計画的に利活用していく必要があるということで、国の補助は当然でございますが、さらに上乘せという形になりますけれども、森林づくり県民税を県民の皆様にご理解いただきまして、森林の整備に活用させていただきたいという導入経過がございます。

その導入に当たりまして、ただやみくもに森林の整備にどこでも使っていこうということではございません。まず切り捨て間伐ということを使途の目標に定めまして、しかも里山ということに限定をさせていただいてございます。里山と言いますと、定義は非常に難しいのですけれども、わかりやすく説明させていただきますと、この目に見える範囲の山です。今までどうしても、住宅地に近くなってきましたと、所有者が、大規模な所有者ということではなくて、所有面積が小さい状況にあります。そういう細かい面積で多くの方々が所有者になっていますので、なかなか個人で手入れが行き届かない。そういうところを、まず、税を活用させていただいて、ご理解いただいた税で間伐をして整備をしていこうというような取り組みから始まっているところがございます。少し長くなって申しわけございませんが、十分申し伝えられたかわかりませんが、以上でございます。

(青木座長)

はい、ありがとうございます。ご質問、そのほか、いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

(沼尾委員)

1点、お伺いしたいのですけれども、今、このパンフレットを見ますと、その使い道に関して、市町村事業の向上というものの割合が一番高いというふうになっています。県から直ではなくて、市町村が実施する事業に出しているというのは、ほかの県の森林税の使い道と少し違うという印象を受けたのですけれども。これは、実際どういうものに使われているのか。先ほどのような切り捨て間伐で里山に限定した小規模な支援をしようとする、やっぱり市町村主体のものになっていくのか。その点について教えていただければと思います。

(青木座長)

お願いいたします。

(土屋森林政策課長)

今、森林税の使途につきましては、森林税、年間、約6億8,000万円位の収入がございます。そのうちの約2割程度、約1億3,000万円になりますが、これは市町村交付金という形で、それぞれ市町村が独自に活用していただくという仕組みになっておりまして、毎年、1億3,000万円を77の市町村にそれぞれ交付をさせていただいていると。市町村の方々は、この表のほうの裏と言ったらいいのでしょうか、森林税の事業のご紹介の②になってございますけれども、このところで、鳥獣被害など地域の課題を解決というような表現をさせていただいております。これが、今言った1億3,000万円の使途の内訳というふうにご理解いただきたいと思います。

市町村ごとに、市町村の事業のかさ上げに、間伐をしたその事業に上乗せをして、面積を広く取り組んでいるという利用の仕方、あるいは、今、一番大きな問題にもなっておりますけれども、鳥獣被害対策ということで、市町村ごとにそれぞれ、うちの村はここが大変だから鳥獣被害に少し活用させていただこうとか、そんなような利用の仕方、あるいは森林病虫害対策、マツクイ虫の害に対する対策だとか、それぞれ市町村ごとに取り組んで

いただく事業というのがございます。それが森林税全体の約2割程度を交付させていただいていると、そういう説明でよろしいでしょうか。

(沼尾委員)

すみません、確認させていただきたいのですが、そうすると森林税収入の2割が市町村交付金という枠であって、その使い道については、一定の枠の中で市町村がそれぞれ選べて、既存事業のかさ上げもあれば、鳥獣被害対策でやっているものもあるということなのですね。では、それぞれの市町村への配分というのは、その県民税で上がった超過課税の税収に応じて割っているのですか、それとも森林の面積とか何かで割っているのですか。

(土屋森林政策課長)

後段の森林の面積ですね。それと人口の数だとか、そういうものを要素にさせていただいて、割り振りをさせていただいております。

(青木座長)

ご質問、1点でよろしいですか。そうしますと、皆様方からご意見を頂戴したいと思うのですが、その前に私の方からご質問させていただきます。今日、ご説明いただいた資料、全部、これからの計画ですけれども、今までこの税を使ってやった実績というものを見ないと、更新していかどうか、全く判断できないと思うのですが、いかがなのでしょう、ここは。

(土屋森林政策課長)

成果につきまして、実績等につきましては、まとめさせていただいたレポート方式のものがございます。3年間分をまとめた資料がございますので、後ほどお手元へ配付させていただくというようなことでよろしいでしょうか。

(青木座長)

もう一つは、その点で、さっき、私、かなり決定的な点として申し上げたのですが、この超過課税をした税収を使ってやる事業と、一般財源との区別はされていらっしゃるのでしょうか、されてないのでしょうか。つまりごっちゃごちゃにしているとすれば、一般財源の組みかえもしないで無駄なものは残したままこっちで増税しているって、私が言っているんじゃないですよ、国民の一般の方は必ずそう言いますから、こういう話は。

(土屋森林政策課長)

わかりました。担当の補佐がまいっておりますので、正確にご説明させていただきたいと思えます。

(春日森林政策課課長補佐兼企画係長)

森林政策課の春日と申します。森林税の関係を担当している係の係長でございます。今、ご意見いただきました内容につきましては、やはり平成19年度にこの森林税を導入する時点で、既存の事業、それと既存の財源、それと新たに森林税を活用して実施する事業につ

いての区分けというのは、かなりシビアにご意見をいただきました。そういう中で、議会の方からも、既存の事業を、森林税を財源とする事業に置きかえることは相ならんというようなことのご指摘を受けまして、考え方といたしましては、今までの事業でできないものというのが基本なのですけれども。ただし、緊急に必要な間伐につきましては、この森林税を導入する時点で、これから急激に伸ばさなければ、実施しなければ、きちんとした山が維持できないということもあつて、これから順次増えていくという部分について、今までの数量プラスアルファになる部分について、この森林税を活用するというようなことでお認めをいただいたという経過がございます。ですので、基本的には、今まで、その森林税導入以前に活用していた事業をこの森林税に充てるという形は、はっきりいってそこは区分をして使っているという状況です。

(青木座長)

そうしますと、では次回なのか後なのか、わかりませんが。その実績のところ、我々、委員会の席上でないと意見が言えないので、次回までにどうするかですが、委員の先生方にお送りをして、まとめてやるかなんですが。これ、かなり税の理屈としては決定的なところになりますので、区分けをされたということで、それを、今、4年間ですか、の実績をすべて見せていただいて、これが適切かどうかというのをやっぱり税の立場から見ないといけないというふうに思いますので、これ、一番大事な資料としてぜひお出しをいただきたい。これを見ないと何とも物が申し上げられないというところかと思つてます。

もう一つなのですが、先ほど沼尾先生のご質問がありましたけれども、市町村に渡す部分の、例えば鳥獣被害対策って、これ、一般財源ではやってなかったのですか。そのあたりのその区分けが、4年間でなし崩しになっていないかということが、もう一つの基準として大事になってくるのですが、これはいかがなんでしょうか。

(春日森林政策課課長補佐兼企画係長)

市町村への交付金につきましては、先ほど2割というお話がありました。これにつきましては、先ほど課長の方から説明がありましたけれども、各地方事務所単位に地域会議という組織を設けて、そこのところで、その市町村への交付金の活用する事業の内容について、審査をした上で交付をするという形をとっております。この支援金につきましては、既存の事業で対応できない内容に活用するというような形になっておりますので、そのところで、例えば国庫の事業だとか、そういうところとはやはり線引きをして使っているという形になっております。

(青木座長)

できれば、今、多分、お出しいただけないと思いますので、その交付金の概要と申すか、これ、ルールがないと多分、国の補助金にしろ、交付金にしろ、そうですが、この範囲内で使ってよいということで、もし違うところに行けば返還義務も生じるかなと思つてますので。そのあたりも含めて、その市町村交付金、これ2割、結構大きいのです、1億2,000万円ぐらいですか、ぜひそのルールと申すか、条例なのか、規則なのかわかりませんが、お出しいただかないと、これも少し判断つかないと思いますので、委員の先生方、次回でよろしい、次回までにです。それを見た上で、意見をまとめないといけな

いので、以上2点をぜひお願いをいたします。

ほかに何か、今、ご質問あれば、委員の先生方、よろしいですか。はい、お願いいたします。

(小澤委員)

今ほどの森林税の導入から県民会議に至るまでの会議につきましては、私も委員として、かなり時間をかけて議論してきました。この会議は、税の理論にのっとして、それを見直していくというお話が冒頭あったのですけれども、この会議の前に基本的なそれまでの議論など事実関係の整理など出来ることがあれば、しておいていただいた方が、効率の良い会議になるのではと思います。本会議も税金をかけてやっているものですから、議論の交通整理をして、あんまりダブりのない議論になるよう工夫をしていただきたいと思います。

(青木座長)

すみません、申しわけありません、ダブリと申しますと・・・

(小澤委員)

要するに、その森林税の県民会議では、次の税の継続についても、行うべきという意見が結構出ておりますので、その意見はさておきという議論では屋上屋になるのではと。

(青木座長)

それは、歳出をされる方々はそうおっしゃるのは当然で、当たり前のことです。

(小澤委員)

私自身税理論については詳しくありませんが、森林税自体がもともと税の理論からいってどうかというところをチェックしてみるという、こういう位置づけの違いであるということで一応理解をしておきます。

(青木座長)

税の理屈からいったら、これははっきり言って、この税金がいいか悪いか言えないのですね。税の理屈は、私が申し上げることではないのですが、これはもう簡単な話で、皆様に、チラッとだけ、1分かからないでご説明しますが、森を守るために、ではどこから財源を持てきましょうかということになったときに、森に住んでいる人は、森に多少住んでいけば汚しますから、ではその人たちに払ってもらいますか、あり得ない話ですよ。では森を守るために誰ですかといたら、森の利益を受ける人から逆にとりましょう。普通、環境の税ですと、環境に悪いことをした人に払っていただくわけですが、これはそれができませんから、環境から恩恵を受ける人がみんなで分担しましょう、しかも利益は分けられないので均等割で超過しましょうと。単純にいえばこれだけなのです。これが本当に、やる県なのか、やらない県なのかは、歳出の方で必要があるのか、ないのかなんです。これをどう言うかなのですが。

先ほど申し上げたように、隣の県よりも必要性が高いからという言い方が通用しない限りは、多分、県民は納得してないはずなのです。あんまり難しい理屈は言いませんけれ

ども、隣と同じことをやっているのに、何で長野県だけ増税するのですかということになってしまうわけですね。そうしますと、我々、税の立場からしても、判断するときにお聞きしなければいけないのは、何に使っていて、その必要性はどのぐらいあるのですか、他の県よりも必要性は高いのですかということになってくる。これの理屈に基づいてつくるものですから、さっきお伺いしていたように、新しい税収でやる事業と今までの事業と分けていただかないと、理屈は合いませんよということになってくるのですね。

ですから、ダブっているように思われるかもしれませんが、我々はあくまでも、その歳出がどれぐらい必要なのかというのを、そちらの専門家の方にお伺いするだけです。我々は森の専門家ではありませんので、必要性はあくまで県民会議の責任として県民の方に説明をしていただきたいです。それに基づいて、では税としてそれが許容範囲なのかどうか、上げる理屈は立つのか、どうかということと、税としてのその区分けがきちんとなさされていて、税としての、超過課税としての体裁をなしているのかということところをチェックしないと、我々は、いい、悪いは言えないのではないのかということになるわけです。

(小澤委員)

なかなか難しい話ですが、これは、導入のときに、県の税のご担当などからご説明があったようなプロセスを通じやっているのですよね。

(青木座長)

おやりになられているのだらうと思います、どの県でも、はい。

(小澤委員)

そうですね。

(青木座長)

ですから、それを継続ですから、当然、この5年間、最初のもくろみどおりやられたのですかということ、一つは県民会議の方で県民の代表の方、それともう一つ、税の専門家として、5年おきに見直しましょうという、わざわざ全国的にそれになっているわけですから、その際に、税の理屈が成り立っているかどうかをもう一回検証させていただくということになります。

そうしますと、今、ちょうどいいご質問をいただいたのですが、3つあるうち、委員の皆様方にぜひご意見をいただきたいと、私、冒頭で申し上げましたが、1つが税の根拠と申しますか、増税の理由ですね。これを今からお伺いしたいと思います。あと2番目の広域化はまた後で、市町村との連携についても、今の私が、私がというより沼尾先生のご質問で、市町村との関係、大分大きいということがよくわかりましたので、3番目もぜひ考えていきたいと思いますが。

まずは1番目、ぜひ委員の先生方、今回で、すみません、資料がお出しいただけなかったもので最終判断はできませんけれども、ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。大変僭越ですが、まず沼尾先生、よろしいでしょうか。

(沼尾委員)

こちらの資料を拝見して、県民税に関するアンケート調査の結果を見ても、あと先ほど伺った話でも、県民会議でもさまざまな検討をこれまでやられてきているということなので、県の中で、県民の皆様が、要するに森林を守るために追加的な負担をするということに関して、合意できるということであるのであれば、それはこのまま継続をするということではよいのだろうと思います。

それで、先ほどから青木先生がおっしゃられている、特別な行政需要という話なのですが、違った角度から申し上げますと、今、国の方が非常に財政が厳しくなって、緊縮で、地方財政計画の財政規模もこの先どんどん圧縮されてくる可能性があります。そうすると、いわゆるナショナルミニマムというか、スタンダードというものを確保するために、従前であれば地方財政計画で、足りなければ地方財政対策できっちり財源を保障するというような考え方が成り立っていたわけですが、それが成り立たなくなってくる。

こういう中で、そもそもは幾つかの県で始まった、自分たちの森を守るために超過課税をして、それで独自の需要に対応していこうじゃないかという動きが、これだけ、31県、出てきますと、結局、国の方である程度スタンダードの基準を下げたとしても、地方で超過課税なり独自課税をやって、その分、財源を確保すればいいじゃないかという、ある種のモラルハザードが国の方で起こって、地方の負担でやれというふうになると、それはそれで大変なことになるわけですね。

おそらく青木先生が懸念しておられるのは、やっぱりそれはそれで国として、林野庁なり何なりで当然やるべきものはあるだろうと。そこに関する、やっぱり財源の確保というのはきっちりあるべきで、それとは別に、長野県としては、さらに500円の超過課税、あるいは法人の負担も入れて、何をやりたいのかというところをある程度明確にしておかないと、そのままどんどん国の方から、本来なら国が負担すべき支出についても地方で負担してねということになってしまうと、それはしんどいだろうと。そういう意味で、地域独自の需要というものをきっちり把握した上で超過課税をやるとというのが、一つの考え方だと思います。

ただ、さはさりながら、今、全国的な状況を見てみますと、例えば高知県なんかでも、当初は森を経済林と環境林というふうに分けて、環境林の部分については独自課税と言っていたのですが、ところが環境林というのは、要するに採算がとれない山の奥のまた奥なので、その成果というのが県民の目に見えにくいですね。奥の方を県が独自の施策として手をいれたとしても、県民税を超過課税して成果が上がっているのかどうかは、目に見えない。もう一方で、国からの補助金を削られてくると、目に見えるところでやっている補助事業の補助裏に充当する一般財源が足りないということで、結局、確か第2期のときには、補助裏にも充当できるようにして、事実上、混ざってしまっています。だから、手続とか、どこまでを県の方で出すのかということについては、明確に整理をしておかないと、この先のことは非常に心配です。

そういう意味で税の理由ということなのですが、例えば長野県内の市町村でこの森林税を何に使っているのかを聞くと、役場の方でも、あんまりご存じないんですね。結局、市町村の林業の施策の中に森林税も混ざってしまっていて、鳥獣でも何でも一応お金が来るのでやっているんだけど、どこの部分が県民税の超過で、どこの部分が既存の財源かというのは見えてこない。上手にやっている県では、ここのところは皆様の超過課

税でやっていますというところを、例えばある森に看板をたてるなど、ちゃんとそれを広告で打ち出すとか、追加で負担した部分がどういう成果につながっているかということ「見える化」しているんですよね。そういうことも、合意を得ていく上では必要じゃないかなというふうに思います。ということが1つめの話ですね。3つとも言った方がいいのですか。

(青木座長)

まずは1番目だけで、はい、ありがとうございます。白戸先生、お願いいたします。

(白戸委員)

まだ、どうも追いついてなくて、整理ができてないのですが。一つは、この森林税の導入の経緯というのを、もう少し精査しなければいけないのかなと。何となく外から見ていたイメージでは、長野県で森を大事にしていきたいと思いますという、割とこうシンプルなところから、始まっていて、どちらかという、水源の保全だとか、環境保全だとかという、その水源税に近いような感覚で始まったのではないのかなと、今までは理解していたのですが。

そういう意味では、資料の3ページに、これからの森林づくりの方向についてとあって、これは、少し勉強不足で、今日、初めてという、資料を送っていただいたのを見ていたのですが、いわゆる天然林の方にシフトしていくのだと、要するに経済林から、ある種、環境林に持っていくのだということだと、僕とすれば、この森林税そのもののコンセプトというのですかね、いいのかなというふうに思います。

ただ、先ほど、その中で一つ精査していかなければいけないなと思っているのは、鳥獣害の話が先ほど少し出ていたのですが、実は、私、農政の方の中山間地の直払いの選考委員長をやっているのですが、そういうところでもそういう議論が出たり、あるいは、今、農業も課題なのですね。もともと農業と林業を切り離して物を考えるというのが、果たしていいのだろうかという気も一つあります。特に里山を守っていくというのは、だれが守っていくかという、農業者であって、林業者であって、それが人格的にも一致していることが多い。そういう意味では、役所のこの農業と林業という枠組みの中でやると、先ほどお話があったように、一般財源とこの森林税の財源というのは、どこで分かれるのだというのが、今度は分野を越えてそういう課題が僕は出てくるのかなと。その辺は少しきちんと整理した上で考えるべきだろうなと思います。まだ整理できていないので、とりあえずこのぐらいで、はい。

(青木座長)

ありがとうございます。小澤先生、お願いいたします。

(小澤委員)

私も、今、白戸先生が、導入の経過の整理っておっしゃられたとおり、さっき実は課長様にお聞きしたのもそこなのですが、やはり、今、森林を整備しないと、間伐材が、使用すべき本伐材といいますかね、それを妨げて、いわゆる木が使い物にならなくなるという中で、今、間伐をすることによって、木が太って、結果として産業としての林業が成り立

つと、そんなこう入り口がありまして、それを毎年毎年しっかり、その税金に基づいて、山の、里山なり間伐が行われたと。こういうものをずっと見てきたものですから、まさにそれを示していただくと、非常に理にかなっているんだという、こういう思いがあったものですから、今、委員長様おっしゃったとおり、次回、そんなのをしっかり示していただくというのが、出発点として納得性のあるものになっていくのだろうなど、こういう思いが一番しております。

(青木座長)

はい、ありがとうございます。堀越先生、お願いいたします。

(堀越委員)

先ほど配付していただきましたリーフレットですけれども、これ、ぱっと見ますと、ああ森林税ってこういったものなのかというふうに、わかるのですが、いろいろお話を聞いていますと、やはり超過課税財源と一般財源との区分というものが、これを見ただけでは全然わからないですし、県民の意識として、そういったところには向かない。ただただ、森林税がこういった使い道、使途がされているのだということだけなのだとすることを、改めて、思いました。

ただ、県民にとってみると、わかりやすい、森林税とはどういったものなのかということがわかりやすいのですけれども、やはり先ほど青木座長の方から何回も出ていますけれども、その税の専門家の立場からしてどうなのかといったときに、その財源の区分が明確でないところから、やはりそこら辺を明らかにする必要があるのかなというふうに思います。

それともう1点、この資料2ページからの森林づくり指針の概要ですが、もう少しじっくり、再度、読み込んでみる必要があるのかなというふうには思うのですが、こうぱっと見たときに、ときめきがないのですね。私、税の世界にはときめきが必要なのかというのは疑問なのですが、やはりそういう、何事もこうときめきがあつての取り組みというの必要なのではないかなというふうに思っています。これ、個人的な感想です、すみません。

(青木座長)

ありがとうございます。それでは水本先生、お願いいたします。

(水本委員)

水本です。先ほど来、超過課税の理由について、その根拠というお話でございましたけれども、そもそも先ほどからお話が出ていますように、この税金をつくったときに、超過課税をする理由というのは明確にあったわけですよ。ですから、その超過課税の理由が、実際、今、3年あるいは4年やってきて、それがどうなっているかということがまずありきであつて、それに基づいて、今、できているかどうか。更に、ではそのまま超過課税でいくのかどうかといったところが、やっぱり一番大事なことだと思いますし、多分、そのときに事業計画等もつくられたと思います。その後、森林税で、22年度を見ますと、6億6,000万円ほどの収入があるわけですが、実際、その事業をやってみて、この6億6,000万円ですら足りるのか、あるいは余っているのかどうなのか、ここも、継続あるいは増税なり減

税なりという形に持っていく、非常に大事なポイントになるのではないかと思います。

アンケートの結果、500円がいいということになっていますが、多分、答えた方は、現行のままでいいのではないかというような軽い気持ちで答えられたと思います。この税金ができたときの理由あるいは使い道について、今の時点で改めて検証した後、また今後どうするかということを検討すべきだと思います。

(青木座長)

はい、ありがとうございます。今、おおよそ、委員の先生方から共通認識でご意見を頂戴したかなというふうに思っております。今、最後に水本先生、まとめていただきましたように、やはりそのところの、本当に幾ら必要で、何に使って、どうして増税しなければいけないんだということを、ぜひ、そうですね、委員会の開催の回数が難しくなっているのですが、本来であれば、今日、資料をいただいて、その議論をしたかったのですが、今日、ご用意いただけなかったもので、これまでの取り組みと、それから今後についても、新税の使途ですね、はきちんと分けていただき、かつどれぐらいの財政需要といたしますか、財源が必要なのかということをお示しいただいて、であれば、では500円なのか、本当に、あるいはもうちょっと少なくてもいいのか、あるいはもう少し増やすべきなのかということも含めて、議論ができればというふうに思うので、事務局と後でまたご相談しますけれども、3月に1回やって、そこでまとめられるかどうかですが。いずれにしてもここだけはきちんとやりたいと思っておりますので、第1点目、よろしく願いをいたします。

それでは引き続き、第2点目と第3点目、合わせ技で行かせていただきたいと思いますが、2つ分けてご意見を頂戴できればと思います。専門部会並びに私の方からは、県にとどまらず、あるいは県だけではなくという言い方をしますけど、県にとどまらず広域化、さらには全国化すべきではないのか。これ、先ほど沼尾先生からご意見があったところと絡むので、非常に難しい選択、国の財政赤字、財政再建の話とも絡んできて、非常に難しいのですが。そこに絡めなくとも、プリミティブなご意見でもかまいませんので、広域化について、どうお考えなのか。あるいはもう少し具体的にあれば、例えば新潟の方がいいよとか、あるいは静岡、愛知がいいよとか、いろいろなご意見も含めて何なりと、あるいはやっぱり現状のまま県でやるべきだとか、いろいろながあるとは思いますが、忌憚のない意見をいただければと。

3番目、繰り返しになって申しわけありませんが、市町村、2割行っていて、実態からすると、私もいろいろお聞きをしたところでは、なかなか、やっぱり県のお金が来るのでうれしいなというところにとどまってしまうと、せつかくこの県民全体で負担をしているとはいえ、結局、県民会議の意向もそこまでは通じているのか、いないのか、微妙なところもありますので、何か市町村ともう少し深い連携、単に使途だけではなくて、市町村税を絡めるとか、何かできないかなという気もするので、このあたり、アイデアもしくは何か芽出しでもかまいませんのでいただくと、大変にありがたいというふうに思っております。それでは大変僭越ですが、今と同じ順番でよろしいでしょうか。申しわけありません、沼尾先生。

(沼尾委員)

初めに広域化の話ですけれども、これも全国的に森林税を入れるかどうかということについてですが、全体として、日本の、今、森林、ものすごく荒廃をしているということは課題にはなっているので、それはそれとして国レベルで提案というのは、されてもいいのかもしれないです。ただ、それぞれの地域は地域でやはり独自の課題というのがあると思いますので、何かその究極的に全国的な制度としてこれを上げていくのがいいのかどうかというのは、私も、今、どうするのがいいというふうには言えないところがあります。

ただ、実は森林の問題というのは、おそらく長野県の場合、もう一方でエネルギーの話ですよね。チップとかペレットの活用も含めて、森を守るということと、自然エネルギーの導入ということとが絡む部分もあると思うので。森林税ですね、かつて70年代でしたか、当時、林野庁が構想したと思いますけど、そういうものを模索していくのがいいのかどうかというのは、議論があるところかなと思います。

もう一方で広域化ということで、長野県から恩恵を受けている都市部に対してですけれども、これはおそらく、既に木曽の方は、愛知の事業団と確か上下流で連携をやられたりして、水道料金で一部つながっている部分というのがあると思うのですね。ただ、それを県と県とのかわりというふうにしたときに、どこまで説明力があるのかというところはあります。ただ、実際にこういう流域単位での下流から上流域への支援ということをやると、今、全国的に見ると、下流が、例えば3大都市圏のところは上流域への支援が入り、割と森に手が入っているのですけれども、下流も地方都市というところは、上流も下流もなかなか収入がないので、上流への支援も少ない。そうするとどこに川が流れているかというところで、上流の森の手の入り方が違うというようなことが、実際、格差として生じている、そういう流域単位での差というのが生じているようです。

そういうことを考えると、実際、広域化ということ考えたときには、県レベルでのというよりは、やっぱりある程度流域化の論理でないと、下流からの負担を求めるとするのは難しいという半面で、結局、長野の場合は、新潟に行っているところと、愛知に行っているところとでは、おそらく、そのまま流域単位での広域化をしようとした場合に、何かその結果の出方に違いが生じてくる可能性もあって、そういうことを考えると、もう少しその全国単位で、下流域がどこであっても一定の保障を考えるというような仕組みがあってもいいのかもしれないというふうにも思います。すみません、明確な答えになっていないくて申しわけありません。

それから市町村との連携の話ですけれども。何かこれは、先ほどの話ですと、その使い道について、この県民会議の地域会議ですか、地域会議の方で検討されているということで、そこでの取り組みに応じてということのようなのですけれども、やっぱりその地域会議の成果というものが、こう県民レベルで何かその見えていくということが非常に重要なのかなというふうに思います。

よその県を見ていると、森林面積とか人口でそのまま交付金的に配分するというのではなくて、逆に市町村の側から手上げ方式で事業を上げてもらって、それで非常にやる気があったり、成果があるところに関して、交付金を分けていくというふうに目配りをしているところもあるみたいで、このあたりの市町村への配分の考え方をどういうふうにするのかということも検討されていいのかもしれないと思います。

あともう一つ、これもある県で聞いた非常に問題になっている話で、結局こういう形で交付金を配ると、例えば森林の中でも財産区とか何かで、実は基金があつて自前でやろう

と思えば手を入れられるんだけど、財産区の財源には手をつけずに、結局降ってきたその交付金で先に使ってしまうというような問題がある。そのあたりのところを、結局、これ、私有林の場合、個人の資産なので、そこに税を入れて、結局、個人の資産に税を入れるわけですね。それをやっぱりどう評価するかという考え方にもつながると思うので、このあたりの財源の配分の仕方と用途については、やっぱりしっかり検討されていいのかなというふうに思います。ただ、現状を把握できてない部分もあるので、県のほうで既にチェックされているのであれば申しわけありません。

(青木座長)

ありがとうございます。貴重なお話も含めてありがとうございます。事務局もよくメモをとっておいてください。後で使いたいと思います。はい、それでは白戸先生、お願いいたします。

(白戸委員)

素朴な、多分、県民の感情からすると、ぜひ下流で何とかしてくれという部分があるのですね。ただ、それは例えば、今、先生おっしゃったように、水道だとかという明確になっていたり、あるいはもう少しシンボリックに、下流の人たちが上流に来て植林をするとか、そういう事業とか取り組みがあったらいいのですが、税金となると、やっぱりかなりきちんとした考え方なり仕組みをつくらないと、なかなかその理解を得られないのかなという気がしています。

国によっては、例えば高いところでつくった農産物は高くなるような、補助金なり税金的な支えだったりするということをやっているところがあるのですが、そこまで明確に出てないんじゃないかと思うのですね。長野県はともかくとして、国としては出てないんだろうなど。そういう意味からすると、全国的にやると、今までこういう県の単位でやっていい仕組みが、全国的になったとたんに、かえって画一的になって使いにくくなったという例はたくさんあるので、すぐに全国的にというのはこう時期尚早かなという気がしています。

一方で、流域間なり、県同士という意味では、もし試行的にできればおもしろいなというのは、やはり、先ほど沼尾先生おっしゃったように、いろいろな難しい問題があるのですが、ただ、多分、今の感覚からいえば、国がこういうことをやるというのは、何十年かかるのだろうなど。それをこうある程度、不完全でも先にやっていくということは悪くないし、またこういう森をたくさん持っている、あるいは県民が、今回のアンケートを見ても、県民の理解というのは、僕、かなりあるのだと思うのですね。そういうところでやるというのは、悪いことではないなというふうな気がしています。

あと市町村についてですが、今、沼尾先生おっしゃったような、手上げ方式というか、この指にとまれ方式というのは、僕もいいかなと。その場合に、事業単位で精査ができることですね。この税なり何なりの趣旨とチェックができるというふうな意味では、実務的にもいいんだろうと思います。長野県は、元気づくり支援金とか、いろいろなもので、結構、市町村あるいは地域に力がついてきているなという感覚は、僕、持っているものですから、そういうやり方はぜひやっていただければと思います。以上です。

(青木座長)

はい、ありがとうございます。小澤先生、お願いいたします。

(小澤委員)

私も、森林につきましては多面的効果というものがあるものですから、理想をいえば、長野県の森林が日本全国に貢献している水と、最近でいえば二酸化炭素ということでありますので、当然、受益者負担ということであれば、これは森林の多い県のものに対しては国が責任を持ってもらうという仕組みは理想かと思います。しかし、各委員からのお話にあったとおり、非常に仕組みとして難しいですし、現実論的にはかなり難しいものですから、森林整備の緊急性から考えますと各県でやっていくという線が当面のところ妥当だと思えます。ないしは先ほど実験的というお話が白戸先生からありましたとおり、県をまたいでのものということも、試してみる必要性はあるだろうと思えますが、国全体の話になると難しいと思えます。

それから市町村への配分につきましては、今の時点では特段のアイディアはございません。

(青木座長)

はい、ありがとうございました。それでは堀越先生、お願いいたします。

(堀越委員)

理想と現実というものをやはり考えていく必要があるかなというふうにごく思うのですね。理想というのは非常にこう広がっていくものが多いかと思うのですけれども、やはり連携ということを考えた場合に、連携が必要であるならば、そのための調査、それから調整というものが非常に大切なものであり、それをどのようにやっていくかということも、今後、考えていかななくてはならないというふうに思っております。

それでまた連携ということにつきましても、今、出ましたけれども、事業としての取り組みの連携、それから税金としての取り組みの連携、これ、大きく分けて2つあると思うのですけれども、ここではやっぱり税金としての連携ということを検討することは中心になるのかなと思うのですけれども、やはりその辺を明確にしつつ、今後、進めていく必要があるとは思っております。

ただ、現実問題として、やはり地域性のものであるものも、非常に大きなものを占めると思えますので、その連携が必要なのかどうなのかということを検討するということを前提に、しばらくは長野県独自、あるいは連携できる部分の、その市町村との関係をこう探っていく必要があるのかなぐらいしか言えません。

(青木座長)

はい、ありがとうございます。すみません、水本先生、お願いいたします。

(水本委員)

広域についてですが、これについては、先ほど来、お話が出ていますように、白戸先生もおっしゃいましたが、税金ということになりますとなかなか難しいかなというふう

います。ただ、先ほどありましたように、新潟とか、愛知とか、できるところはチャレンジしてみる価値はあるかなと思いますが、税金面では難しいとは思いますが。

それから市町村との協議ということですが、配分方法について、先ほどやる気のある市町村、手を上げたところからというお話がございました。まことにいい意見だと思いますが、では逆に手を上げないところへ配分しなかったら、当初の間伐材の作業が進むかといいますと、手を上げない市町村ですから、なおやらないのではないかというような気がします。そこら辺の兼ね合いが難しいのではないかと感じました。以上です。

(青木座長)

はい、ありがとうございます。先生方のご意見、すべて集約をさせていただき、報告書の原案を書く際には、考えさせていただきたいというふうに思います。ちなみに全国版というふうになりますと、先ほど1970年代の話がありましたが、いわゆる森林交付金あるいは森林交付税という言い方をしてもいいのかもしれませんが、やっぱり東京、埼玉あたりからいただきたいなど、全国的にそれを再配分できないかなというのはやはりこう、堀越先生、理想というふうにおっしゃいましたけれども、理想としてはやっぱり掲げてみたいかなというのがありますので、次回、その部分、多分、文面として少し出させていただきかもしれませんが、理想としてお認めいただけるとうれしいなというふうに今からお願いを申し上げておきます。

あと広域化で、やはりこの専門部会の書きぶりがよくないのは、何か負担をいただくというような書きぶりになっているのですが、これだと現実味が実はなくて、やはりお互いに、例えば愛知県にしろ何にしろ、お互いに利益がなければ絶対手を結ぶことはできませんので、それをどういう形で、愛知県にも恩恵を感じていただき、長野県にも恩恵を感じていただきということができるとかなど。そこが課題かなというふうに思っています。実験すべきであるというところまでは多分書かせていただくかなというふうに思いますけれども、またこれも文面をぜひいじってくださいというふうに、次回に向けてお願いをいたしておきます。

それでは時間ももう経過しておりますので、もう1点だけこの資料1をやった後に、今日、各事業部局そろっていただいておりますので、政策税制の話に行きますが。その前に簡単に、すみません、1の資料の最後のページになりますが、復興増税に対する意見というものです。これ、報道の方もいらっしゃいますけれども、多分、地方の側から何か意見を出すということがほぼないだろうというふうに思いますけれども、普通に考えてもよくわからないといいますか、何でというところが多々あるので、やはり地方税の研究会としては、国に対して疑問を投げつけるということはすべきであるのではないかというふうに考えて、まとめさせていただいた文章でございます。よろしければ、これ、素案をとってぜひメディアの方に発表させていただきたいというふうに思いますけれども、少し読ませていただきます。復興増税の中身について、先生方、ご知識があると思いますので、1枚前にその資料は用意してあるのですけれども、説明なしにいきたいと思います。頭から読ませていただきます。

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案」が平成23年11月30日に成立し、12月2日に公布された。

この法律は、疑問の点が多く、財源ありきの内容となっているため、当研究会として意見を取りまとめた。

1、増税が本当に必要なのか大いに疑問が残る。増税の必要性が国民に対して十分に説明されていない。これまでも、地震などの自然災害後の復旧復興には、建設国債を充ててきており、阪神・淡路大震災の復興費用も、建設国債中心の国債発行で賄われたところである。なぜ今回は事前に増税を確定しなければならないのか説明されておらず、従来の自然災害後の復旧復興と同様に復興債を償還すべきと考える。

ですから、通常でよろしいのではないですかと。なかなかこの大震災の復興について物を言うって、言いにくいことは確かなのですが、おかしなところについては言っておきましょうということになります。

2、特に地方税については、増税の理由として挙げられている「緊急防災・減災事業」の内容が不明確であり、「緊急防災・減災事業」が「東日本大震災からの復興」のための施策の中に位置づけられている理由がわからない。

3、大震災からの復興に対して、すべての地方団体が積極的に協力すべきは当然のことであるが、協力の仕組みもわからないままでは、それぞれの住民に対して負担増をお願いすることはできない。なぜ地方税を増税するとそれが復興財源になるのか、その仕組みを説得力のある形で国が説明しない限り、課税庁である地方団体として説明責任が果たせない。

4、しかも地方税のうち、最も逆進性の高い住民税の均等割を増税するのが適切なのか大いに疑問である。どうしても住民税で増税が必要であれば、「東日本大震災からの復興」という臨時・緊急の目的である以上、税負担を担税力に比例して配分できる所得割にて対応すべきと考える。

5、地方税増税のうち「個人住民税の退職所得10%税額控除廃止」を含めたのは明らかに単なる数字合わせに過ぎないばかりか、復興増税の意味や地方が協力する仕組みを余計にわからなくしてしまっていると言わざるを得ない。

というところでございます。いかがでしょうか、これはもうご意見がある方のみでご意見をいただければと思います。お願いいたします、堀越先生。

(堀越委員)

今、ここに書かれております素案の2項目め、それから5項目め、特に私も強調したいところがございます。以上です。

(青木座長)

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは緊急アピールという形でこれを公表させていただいて、メディアの方にもお渡しをさせていただきたいというふうに思います。47都道府県、多分初めての意見出しになるかと思いますので、やはり言うべきことは言うておく、協力すべきは協力するというスタンスでやっていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

(2) 政策減税の検討状況について

(青木座長)

それでは、いよいよ残り35分間ですが、政策減税についてということで、これ、現在、実行している政策減税について、来年度、どうしようかということでございます。冒頭、1回目のときにも、政策税制、どういうものがありますかというご説明はいただいておりますけれども、今回、一覧表にさせていただきますので、まずは事務局の方からご説明をいただければと思います。お願いをいたします。

(小林税務課長)

では私の方から資料2、政策減税の評価という一覧表に基づきまして、ご説明をさせていただきます。現在、県が独自で行っております減税施策について、ここにまとめてありますけれども、この内容が、来年、24年の3月31日、今年度、23年度の末で適用期限が到来します。これにつきまして、庁内に政策税制検討委員会というものがございまして、ここで自らの部分について内容の検証を行いながら、その必要性等について検討してきたところでありまして、その検討について、おおむねの方向性を出して一覧にまとめさせていただきます。

一番上にありますNPO法人活動支援税制という部分ですが、これは公益サービスを担っていただくNPO法人について、そのNPO法人そのものが運営基盤というのは比較的脆弱であるというところで、設立当初の負担を何とか軽減しようという趣旨から、ここにありますような県民税均等割、不動産取得税、自動車取得税等を軽減しているところであります。これにつきましては、今後も、そのNPOに対する各種の支援施策、公共支援とか推進事業との兼ね合いもありまして、現行どおり続けていくのが望ましいのではないかと方向性を出してあります。

それから2つ目の信州ものづくり産業投資応援減税ですけれども、これにつきましては、県内へ企業誘致あるいは雇用対策ということで、そういう観点から実施しているものでありまして、備考欄に一部要件の見直し等、ここでは雇用要件を5人から10人というふうに変更したいという内容ですけれども、そういう要件の手直しをしながら継続をしていきたいという方向性でございます。

それから次に、大きな枠では、創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例という条例の中に4項目ほど盛ってございます。1つは、創業等に係る政策減税ということですが、これは中小企業あるいはNPO法人に対する法人事業税の軽減措置でありまして、中小法人、NPO法人の県内での創業を支援していこうという趣旨のものでございます。これにつきましては、中小企業の部分で所得制限の部分とか、それから一部3年という適用期限の部分があるのですが、これ、一律に5年にしたいというような要件変更の要望もありませんけれども、踏まえながら、事業としてはそのまま継続していきたいという考えのものです。

それからその下の障害者の雇用に係る政策減税ですけれども、これは、障害者の方々を雇用促進していこうということで、国にも似たような制度があるのですけれども、県ではその国の施策とのすき間を埋めていくというような位置づけで実施してきているものであります。これにつきましても、評価のところに書いてありますような、障害者雇用というものにとっては有効な施策であろうということで、引き続き実施をしていく方が望ましいのではないかと考えてございます。

それから次の下、母子家庭の母の雇用に係る政策減税につきましては、これは、先ほど申し上げました障害者と内容的には似ている部分、対象者が違うということで内容的な同じような内容ですが、ただ、全体的な見直しの中で、適用実績の状況あるいは他施策等の充実等も踏まえますと、制度としては廃止していく方もどうなのかなという方向性を出しております。

それから次の環境に配慮した取り組みに係る政策減税、これは、いわゆる中小法人等が、ISOあるいはエコアクションなどの、そういう環境対策の施策をとっているものに対する軽減措置ですけれども、これも、現実問題としての適用の内容、実績とか、他の施策との関連から考えると、税の部分での適用はどうなのかなということで、制度の廃止の方向はどうかということで方針を出しております。

それから最後の消防団の活動の協力に関する関係ですけれども、これは、消防団員を2名以上雇用している企業に対して軽減する制度ですけれども、これは、消防団活動の環境整備の一環として実施しているということで、この辺については、有効な手だてであろうということで、引き続き実施していきたいなというような整理で、庁内では方向性を一回出しております。

2ページ以下には、それぞれの政策について、概要あるいは検証の内容を掲げてごきますけれども、これについては見ていただきたいということで、説明は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

(青木座長)

はい、ありがとうございます。今の一覧表のところで、特に金額ですとか、件数並びに内部の評価でございますけれども、参考にさせていただいた上で、まずはご質問、あるいはもうご意見もあわせていただければと思います。もう自由に発言でよろしいかと思います。どこのどの点についてでも結構ですので、ご意見、ご質問のある先生方、挙手をお願いいたします。はい、堀越先生、お願いいたします。

(堀越委員)

母子家庭の母の雇用に係る政策減税と、環境に配慮した取り組みに係る政策減税の件ですけれども、この制度の廃止もやむを得ないということの理由の中に、インセンティブ効果に疑問があるということと、それからもう1点、今、他の施策との関連から廃止はどうかというような説明がありました。この件に関してなのですが、障害者雇用に関しては、このまま現行の内容で更新が望ましく、母子家庭、それと環境に配慮したものについては、インセンティブ効果が疑問であるから廃止というところについて、私、個人として納得がいけない部分がございます。

この障害者、母子家庭、環境に配慮した取り組みの減税に関しましては、非常に、現行のままですと使い勝手が悪いような気がしておる部分の税制でして、その辺をこう見直しをしながら、この3点、継続、更新ですね、ということを考えられないかなというふうに思っております。特に中小企業においては、母子家庭の母の雇用、あるいはこのISO等々の関係の負担というのは、非常に大きなものでありますので、もう少し改善しながらこういったものを継続していただければありがたいなというふうに思っております。環境の方については、他県での実施はないだけに、やはりこういったものはいい部分ではないかな

というふうに思っておりますので。

(青木座長)

はい、ありがとうございます。まず仕切りをさせていただきます。森林づくりと同じく、これ、あくまで税の立場からのご意見といいますか、ということになりますので、最終的には行政判断、理事者判断ということになるかと思いますが、税の研究会の方ではそういう質問が、今、出されましたので、今日、課長の皆様方、お集まりいただいておりますので。ただ、これ、難しいのは、どなたに説明していいかがわからないといいますか、このそもそも4つを一くくりにしてあるのもよくわからない、5つを一くくりにしてあるのも全然よくわからないのですが。これ、多分、後でだれかに質問しなければいけないのですが、まずはお答え、それぞれのご担当のところでお答えをいただくとありがたいのですが。労働雇用課の方とこども・家庭課の方と温暖化対策課の方と、内部評価に至ったご説明をいただくとありがたいですが、お願いいたします。

(楠労働雇用課課長補佐兼雇用対策係長)

すみません、労働雇用課の楠と申します。よろしくお願いいたします。この減税につきましては、障害者の雇用ということでやらせていただいてきておりまして、今回、その期限切れということで検討する中では、先ほど税務課長様の方からもお話がありましたように、国の方でもかなり、その障害者雇用に関する企業様への制度というのはできておりまして、助成金なりの制度があるのですが、ほとんどが56人規模以上ということで、人数的に大きいところを対象にしているという現実がございますので、県としましては、その下の56人未満の企業様の障害者雇用の促進という観点から、こういった優遇税制をもってインセンティブ的に障害者の雇用を進めていこうということで進めさせていただいております。内部の検討の中でも、件数的にやや伸び悩みの感はありますけれども、今後、また他の施策との合わせ技で、こういった優遇税制を周知することによって進めていきたいなということで、こういった、現行の内容で更新が望ましいということでご結論をいただいております。

(青木座長)

では、3課からご説明をいただいてから、堀越先生、追加のご質問があればと思いますので。では続いて、こども・家庭課、お願いをいたします。

(加藤こども・家庭課課長補佐兼保育・ひとり親係長)

こども・家庭課保育・ひとり親係長の加藤と申します。私どもの方の、その母子家庭の母の雇用に係る政策減税でございますけれども、確かに母子家庭の母の就業が、いろいろな面で難しいという状況の中で、こういった政策減税が設けられたわけでございますけれども、現状、母子家庭の母に限らず、今、生活保護の受給者も増えてきていると。母子家庭の母だけではなくて、就職が困難という状況が多く見受けられる中で、果たして母子家庭の母だけを対象としたこの減税というあり方がよろしいのかどうかという点がまずございます。

そういったひとり親家庭の支援につきましては、就業支援員というものを配置しまして、

いろいろな就業相談とか、それから知識・技能習得のための支援施策、それから求人開拓等、そういったきめ細かな施策をほかの方法でやっておりますので、そちらの方との抱き合わせという形の中で進めていくのがよろしいんじゃないかという判断のもとで、こういう判断をさせていただきました。

(青木座長)

はい、ありがとうございます。では続いて温暖化対策課、お願いいたします。

(小林温暖化対策課温暖化対策係長)

温暖化対策係長の小林真人でございます。私ども温暖化対策課としましては、総務部サイドには、この税制に関しての改正、充実要望を出しまして、減税額の適用年度、それから減税額の上限の改正などを要望してきたところでございます。こここのところの、ここ数年の適用実績が少ないわけでございますが、当初、平成18年度、19年度には、16件、18件と、実際に適用がございまして、それぞれ150万円前後の減税がございました。ところが20年度になりまして、リーマンショックがあつたりしまして、関係する企業が皆様、赤字に陥っているということで、実際にISOですとか、それからエコアクション21の取得企業は増えてはいるわけですが、実際に、そもそも税金がかかりませんので、減税の適用がなかったというふうに私どもは理解して、そのように総務部サイドにはお願いしてきたところでございますが。

ただ、総務部サイドのお考えとしては、これらを進めていく際には、税制という政策手法ではなくて、そのほかの企業支援の方法の方がよろしいのではないかと。あるいはこれはインセンティブ税で、インセンティブを与えるための税でございまして、そういう意味では、非常に弱いと言わざるを得ないという評価がされたというふうに、私どもは理解しているところでございまして、私どもとしては、可能であれば、継続したいというような意思はあつたところではございますが、最終的に総務部の査定としてこのような結果になつたというふうに理解しているところでございます。以上です。

(青木座長)

はい、ありがとうございました。今、すみません、1点だけ、その他の企業支援というふうにご発言されたのですが、それは補助金とか、そういうものですか。

(小林温暖化対策課温暖化対策係長)

そうですね、政策減税のその効果のところにもございますが、ものづくり産業応援助成金ですとか中小企業融資制度というのを、商工労働部サイドで持っております。こうしたものを活用することで、この促進は図られるという判断がなされたものと思っております。

(青木座長)

総務部サイドとしては、減税よりも補助金の方が効くという・・・

(小林温暖化対策課温暖化対策係長)

そういうことではないかと考えております。

(青木座長)

はい、わかりました。ありがとうございました。堀越先生、いかがでしょうか、追加のご質問があれば。

(堀越委員)

個人的な意見ですけど、よろしいでしょうか。もうこの環境に関しましては、やはりこの単年度といいますか、当初の年度だけの適用というところで、やはり伸び悩んでいる部分というものもあるかと思えます。それから母子家庭の方につきましては、母子家庭の母だけが就職困難者ではないというようなご意見もありましたけれども、では障害者の場合はどうなのだという事もあるかと思えますので、その辺も含めたところでもう一度、この辺、検討されるとよろしいのではないかなというふうに思います。以上です。

(青木座長)

はい、ありがとうございます。ほかの先生方、いかがでしょうか。これ、母子家庭、比較的、件数が少ないのですけれども、これは申し込む方がいないのか、それとも母子家庭の母を雇用する方が少ないのか、何が原因なのでしょう。これ、インセンティブがないというのは、これがあるから母子家庭の母を雇用するというインセンティブがないということです。そうすると、それは金額が低いのか、そもそも母子家庭の母を雇いたくないのか、どう考えればいいのでしょうか。そのあたりの実情といいますか、どうなのでしょう。名称だけ見ると、センシティブな問題になりそうなのですが。

(加藤こども・家庭課課長補佐兼保育・ひとり親係長)

そうですね、企業として、複数、求職があった場合に、母子家庭の方だけを優先してやるだけの、企業側の方で求める人材が、母子家庭の母の方を優先するだけのインセンティブが、減税としてあるかどうかという部分だと思いますけれども。

(青木座長)

それだけやっばり、同じ候補がいれば母子家庭の母は嫌われるというか・・・

(加藤こども・家庭課課長補佐兼保育・ひとり親係長)

いや、そういうことじゃなくて、要は求人する側としては、自分が求める人材に応じてということでしょうけれども。あえて母子家庭の方を優先してというか、そういう部分でのものとか、それを減税としてインセンティブを与えていくのがいいのかどうかという部分と、それとあと、ほかにも母子家庭の方に対するいろいろな支援があるので、現状として、その企業側からのそういった要望、申請というか、そういったものが現実問題として少ないというのが現状でございます。

(青木座長)

はい、ありがとうございます。先生方、よろしいでしょうか。ご意見、ありましたら、まだ多少時間は大丈夫です。

(堀越委員)

でも、その辺をやはり、障害者と、それから母子家庭の母と、並びでご検討いただきたいなというふうに思います。その減税、それだけの減税を受けるだけの価値がないといえますか、その応募といえますか、申請がないということは、やはり減税額そのものもやはり見直す時期に来ているのではないかというふうには私は思っております。

それと環境の方に関しましては、これ、先ほども申し上げましたが、他県では実施が行われていないほど、やっぱり長野県ならではのものと思いますし、このエコアクション21や、それからISOも、これ、継続してやっていくためには、やはり税制面でも、やはりそういった優遇があってもいいものではないかというふうには思っておりますので、その辺、ご検討願えればというふうに思います。

(青木座長)

はい、ありがとうございます。そのほかの点、どうでしょう、いかがでしょうか、ほかの、はい、お願いいたします。

(沼尾委員)

1点なのですけれども、NPOに対する支援税制ということで、県民税、不動産取得税、自動車取得税、法人事業税ということで、かなりさまざまな税目が上がっているのですけれども、実際にこのNPO法人自体の認可と申しますか、今、世の中に「なんちゃってNPO」というのもたくさんあって、そのあたりの審査というのでしょうか、認定のところ、これから県の役割、ますます重くなるというところで、非常にご苦労されているのだと思うのですけれども、そこを間違えると、これ、税制にも非常に響いてくる場所なので、その審査と申しますか、あるいはチェックの体制をきちんとしていく必要があると思うのですが、そのあたりはどういうふうに行っているのですか。

(青木座長)

はい、お願いいたします。

(轟県民協働・NPO課長)

県民協働・NPO課長の轟でございます。ただいまのご質問、認証の審査等の関係でございますけれども、まず長野県のNPO法人の認証の状況をごらんいただきたいと思いますが、資料2の2ページ、2枚目になりますけれども、右側に効果の検証というページがございます。その1番にNPO法人の状況ということで、平成15年度以降の法人数の推移が入っております。平成22年度末現在で、長野県知事が認証いたしました法人数が845ということでございまして、その下に2といたしまして、人口10万人当たりの法人数でございますが、東京都、京都府に続きまして、全国第3位ということで、長野県の場合は、人口当たりの法人数が非常に多い、さらにいえばNPO法人の活動が盛んな県であるという状況になっております。

そうした中で、やはりこれだけ法人数が増えてまいりますと、沼尾先生がおっしゃったように、中には必ずしも力を伴っていないNPO法人もあるということは、これはやはり

事実で、これは全国的にそうなのかもしれません。そういった意味で、私どもといたしますと、現在のといいますか、このたび改正はされたわけではありますが、そもそも特定非営利活動促進法というのが、促進のための法律になっておりまして、規制のための法律ではありませんものですから、私ども、所轄庁としての権限にどうしても限度がございます。ただ、その限度の中でも、やはりこの公益的な活動を行うNPO法人が、県民の皆様方から批判を浴びるような活動をされますと、本当に一生懸命やっつけらっしゃる大部分のNPO法人が大変な迷惑をこうむる形になりますので、所轄庁として、できる限りの監督権限を行使できる部分はしながらやっていきたいというふうに思っているところでございますし、あわせて、これからは、やはり、法人数は着実にやはり増やしていきたいと思っておりますけれども、同時に力のある、そして本当に、今、新しい公共支援推進事業という形でやっているわけではありますが、新しい公共を担えるNPO法人を育てるための施策というのを、あわせてしっかりやっていかなければいけないと考えているところでございます。以上でございます。

(青木座長)

ありがとうございます。沼尾先生、よろしいでしょうか。このNPO、本当に税の我々も、もう10年以上前から、NPOを促進したいのだけれども、でも規制といいますか、そのチェックをちゃんとしないと厳しいよねということで、行きつ戻りつで、行くのもなかなか難しかったので、現状維持を繰り返してきたのですが、ぜひこのところ、難しいので、頑張っていただければと思います。ほか、いかがでしょうか、はい、お願いいたします、水本先生。

(水本委員)

すみません、創業に係る政策減税の中小企業ですけれども、立場上で、お話し申し上げさせていただきたいと思っております。県内の事業所数が、年々、明らかに減少しておるのが現状でございます。増やす政策として、ここに書いてございますけれども、担当課の言うように、所得の制限撤廃、それから新規開業の3年から5年に延長により課税免除の拡大を、ぜひもう一度再考していただき、何とか通していただいて、事業所数が増えるようにぜひ努力していただければなと思っております。

それからその上の信州ものづくり産業投資応援条例でございますけれども、こちらの方も、大企業に限り、雇用の拡大ということで5人から10人に引き上げるということでございますが、経済効果、波及効果を見ますと、2,342億円というような、かなり大きなものでございますので、確かに大企業にはそんなに影響なくて、減税見込みが3,600万円というような数字になっておりますけれども、この数字をどういうふうに出されたのか、よくわかりませんが、大企業も5人ぐらい、現状のままでよろしいのではないかというような感想を持ちますけれども、いかがでございましょうか。

(青木座長)

はい、いかがでしょうか、お願いいたします。

(町田経営支援課長)

経営支援課長の町田と申します。1点目の創業に係るお話で、非常にありがたいご発言をいただき、感謝申し上げます。1点だけ経緯を申し上げますと、もともとは平成15年に創設された税制でありまして、そのときには、課税免除対象所得は制限ございません。無制限で免除いたしておりました。それが、今回、平成21年度分から、この制度になってから、400万円という上限が設けられました。また折りしもそのとき、地方法人特別税が創設されて税源移譲されまして、法人事業税の税率自体が下げられてしましまして、400万円以下の分ですと2.7%です。したがって、インセンティブが非常に下がってしまいました。そんなようなこともありまして、今回は、唯一、方針に反している課でありますけれども、何とか認めていただけるように頑張っていきたいと思っております。以上です。

(青木座長)

はい、お願いいたします、補足ですか。

(石原産業政策課長)

産業政策課でございます。信州ものづくり産業投資応援条例について、説明いたします。この備考のところ、大企業に限り、今回、雇用の要件を5人から10人へとハードルを高くしたわけでございますけれども、これまで6年間、実施しておりまして、大企業にはもっと雇用を増やす余地があるのではないかと、私ども、判断したところでございます。また、昨今、県内の雇用がかなり厳しい状況になっておりますので、なるべく県内での雇用をつくらせていただきたいということで、今回、この5から10という形で増をさせていただいたところでございます。

(青木座長)

はい、ありがとうございます。追加のご質問、よろしいですか。

(水本委員)

それに伴って、利用件数が少なくなりませんか。そこだけですけど。

(青木座長)

はい、お願いいたします。何かシミュレーションされていれば。

(石原産業政策課長)

これまで6年間の実績も見ますと、大企業で9人以下の雇用というのが13件ございました。今のままでいきますと、この13件がこのままなくなってしまうという可能性が高いわけでございますけれども、私どもといたしましては、ぜひとも雇用を増やしていただきたい。今回、この減免というメリットと、それから雇用を増やすという、企業にとってはメリットとデメリット、両方あると思います。そこら辺も総合的にご判断いただきたいということで、今回、このような形をとらせていただきました。

(青木座長)

よろしいでしょうか。すみません、今のこの創業等ですが、これ、創業してから、今、

3年ですが。これ、例えば3年たって、出ていってしまったような場合というのは、これはもう何もないとか、支援して育ったらどこかへ行ってしまったみたいなケースとか、こういうのを防ぐようなものは何か用意されているのか、それとも、それはもう大目に見てしまうのか、どちらなのでしょう。

(町田経営支援課長)

すみません、年数ですが、実は2区分ございまして、県内で創業する方は5年間、それから県外で事業をやっておられる方が県内に移転されて、新規開業と言っていますが、これは3年と。

(青木座長)

入ってきたやつは3年と。

(町田経営支援課長)

そうです。今回は、実はその区分なく、いずれも5年にしたいという発想なのですね。それは、例えば、今回、大震災がありまして、リスク分散で、例えば本社機能を長野県内に移転したいというような方。いわば企業誘致にも資するものですから、今回、いずれも区分なく5年ということでお願いしているものでございます。

今、中途のお話ですけれども、唯一、新規開業、すなわち県外で事業をやっている方が県内に移転される場合に限って、1名以上の雇用というのを要件といたしておきまして、それは、その開業時における、開業から1年間ですかね、確認だけさせていただいておきまして、それ以外の点で途中で撤退されたとか、廃業されたとか、それに関しては、あとは追っておりませんので、あくまでも最初に認定をして、その認定を受けた企業について、その後、申告された際に要件に合致すれば課税免除を行うと、そういうシステムになっております。

(青木座長)

もう一つ、すみません。これ、法人事業税の方ですね、中小企業の方ですが。件数が多い割に総額が少ないというのは、やはり開業早々、そんなに黒字になってないということでしょうか。

(町田経営支援課長)

それもありますし、所得400万円以下にかかる分で税率2.7%ですから、満額いっても、1年当たり最大10万8,000円です。ですから、なかなか、そのための手間を考えた場合にいかがなものかということがあろうかと思えます。かつては、本当に、最初の3年間ですね、平成15年から17年の間では、3億円以上の課税免除をいたしております。景気もよかったと思えますけど。今は微々たるもので、2年間で大体200万円ぐらいという、その程度です。

(青木座長)

わかりました、ありがとうございます。そろそろ時間ですが、委員の先生方、よろしいでしょうか。事務局にご確認、これは別に報告書には、今のは意見をいただくだけでよ

ろしいですか。

(小林税務課長)

今日の委員様方のご意見を踏まえまして、先ほど申しました庁内の政策税制検討委員会というのがございます。今日のご意見をいただいたものをまたそこへ上げまして、今、ここでそれぞれ、これは案的な部分ですけれども、これについて、県の方針として確定していきたいというふうに考えておりますので、十分、委員様からいただいたご意見を次の検討委員会に出して議論していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(青木座長)

一つだけ言い忘れましたが、この創業等でくくっているやつって、これ、わざと見えにくくしているようにも見えてしまうので、本来であればばらばらにして、1個ずつ名前を出した方が適切かと思っておりますので、その点も含めてご検討いただければと思います。何かあたかも、創業中小企業で、中に違うものが入っておりますので、これは、私は分けた方がよろしいかというふうに思っておりますので、ご意見として。

(小林税務課長)

確かにおっしゃるとおりで、母子家庭なり、障害者という部分が、条例の名前でははっきりしない部分があります。この辺も踏まえて検討委員会の方へかけたいと思います。

(青木座長)

はい、それではよろしく願いいたします。

(沼尾委員)

先ほどの復興増税の話に戻ってしまうのですが、1点だけよろしいでしょうか。先ほど申し上げなかったのですが、1番のところで、増税は本当に必要なか疑問だということで、ここは、1の結論は、従来の自然災害後の復旧復興と同様に復興債を償還すべきだという書きぶりになっているのですが、今の日本の財政状況を考えたときに、国債の管理を見ても、つまりこれ以上の国債発行の方が望ましいのかどうかというのは、非常に議論があるところだと思うのです。ここではおそらく、こうしたナショナルレベルでの復旧復興が必要なものについて、地方税として増税を行うことに対していかがかという問題提起だと思いますので、最後の復興債を償還すべきという書き方にすることはなく、国の責任で対応すべきだというようなことを打ち出していく方が望ましいのではないかと。

私自身は、増税自体はやむを得ないと思っているのですが、ただ、今回、これを地方税としてやるということの意味がどこにあるのかということに関する、地方税の増税に対する説明責任というのは果たされていないだろうというふうに思いますので、この書き方で、その復旧復興と同様に復興債を償還すべきというふうに言うのはどうかなということが、最後に、気になったので。すみません、さっき申し上げればよかったのですが。

(青木座長)

ありがとうございます。ご意見、最後に迷うのですが。確かにご指摘のとおり、この意見は2点ありまして、1つは、そもそも増税でやる必要はあるのか。それと2番目が、今、ご指摘があったように、地方税でやるのがどうなのかという2つがありまして、1つ目をあえて入れましたのは、これ、沼尾先生との意見の違いになってしまうのですが、やはり12兆円ですか、下がってきて12兆円ぐらいものが、果たしてそこだけわざわざ財源手当てをしなければ債務を負えないのかということになると、やはりここも一つ大きな疑問じゃないのかなというのがあります、どのぐらい財政赤字、あるいは国債問題をとらえるかにもよるかとは思いますが、できればこの1番目も入れておきたいなど。もうマイルドにというのであれば、少し表現は下げたいとは思いますがけれども。

(沼尾委員)

大体、今、あれですよ、国民の総資産が1,400兆円で、公的な債務が1,200兆円と。その差はあと200兆円で、毎年単年度で40兆円新規公債発行をやっていたらあと5年だよという議論があります。もういよいよ、イタリアの二の舞かというような議論がある中で、復興債という考え方で書いてしまうのは、逆に長野県としてそれを出して大丈夫か、というところが心配です。それから、逆にここで復興債となった場合に、将来的には結局それ地財計画に跳ね返ってきますから、そういうふうにと考えると、ここまで書いてしまうというのは、心配な気がします。

(青木座長)

それでは、時間ですので、1番のところですが、文章の3つパラグラフといいますか、3つ、文章が分かれているのですが、沼尾先生。2番目までにして、かつ優先順位を1番から5番に下げるといえるのはいかがでしょうか。なお書きにして、2番から始めると、特にで始まってしまうのでよくわからないのですが、このあたりも修文をさせていただいて、この増税が必要なのか疑問が残る、これまでの震災、阪神・淡路についても建設国債で、通常の国債で賄われたところであるというところで終わりにしてしまっ、これを5番に下げるといえるところではいかがでしょうか。

(沼尾委員)

そのあたりの調整はお任せいたします。

(青木座長)

よろしいですか。

(沼尾委員)

いろいろ、これまでの経緯もあって、この案が出てきていると思いますので、あるいは、今回の委員会の議事録にそういう意見があったということで残していただければ、そこはお任せいたします。

(青木座長)

はい、ありがとうございます。それでは、今のところ、事務局と修文させていただいて、沼尾先生のご意見、重々理解はしておりますので、長野県が、あまり違和感が持たれないような形にした上で、これをお出しをしたいというふうに思っております。先ほどは公表するという事も申し上げましたが、当然、知事に対してもご提出を申し上げるということで、事務局の方からお渡しをさせていただきたいというふうに思っております。

(3) その他

(青木座長)

それでは、少し予定時間を超過してしまいまして、大変、いつもながら大変申しわけございません。本日、かなり貴重なご意見、多々いただきまして、研究会として一步前に進めたかなというふうに思っております。次回、冒頭の方でも申し上げたように、次回、3月27日という予定になっておりますが、3月27日には、特に森林税の知事へのご報告の原案も含めてお出しをしてご議論をいただきたいというふうに思っております。ですので、できるだけ早くに、森林政策のご担当の方からは、事前に委員の方に対して、実績、それと今後の見積もり、新税を充てるべきところ、必要な財源予測額等々を整理した上で資料をお出しをいただきたく、お願いをいたします。よろしいでしょうか。はい、お願いいたします。

その他、先生方、もし必要な資料がありましたら、事務局の方までお申しつけをいただければ幸いです。

それでは、一応、私の方からは事務局の方に会議を返させていただきたいと思っております。ふつつかで時間を超過しまして、大変失礼いたしまして、私の方からまずはありがとうございます、委員の先生方。

4 閉 会

(茅野税務課企画幹兼課長補佐)

大変お疲れさまでした。以上で、第2回長野県地方税制研究会を終了いたします。大変ありがとうございました。